

広島県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十三年三月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道高田沖美江田島線	江田島市大柿町飛渡瀬字江口三三七七番五五地先から江田島市大柿町飛渡瀬字江口三三七七番五七地先まで	平成二十三年三月一日